

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に関する申請手数料(長崎市)

認定手数料は、住宅部分(居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段、その他の人の居住の用に供する建築物の部分)、非住宅部分及び評価手法の区別で、以下のとおりです。

R7.4.1

1. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(法第34条から35条関係 性能向上計画認定)

① 一戸建て住宅の場合(注1)					
	延べ面積 (㎡)	・判定機関等(※1)の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付あり	・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付なし		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
戸建	200未満	4,600	17,200	24,900	33,800
	200以上	4,600	18,500	27,500	37,800

注1) 非住宅部分を有する一戸建て住宅全体の場合の手数料は④による。
※1: 判定機関等…住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。(以下同じ)
※2: 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(以下同じ)

② 共同住宅等(※3)又は複合建築物(※4)の住宅部分のみの場合					
	延べ面積 (㎡)	・判定機関等(※1)の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付あり	・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付なし		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
共同	300未満	9,300	32,500	49,800	68,300
	300以上 2000未満	19,900	56,300	84,000	114,000
	2000以上 5000未満	44,400	102,100	146,300	194,300
	5000以上	79,600	154,500	213,900	278,500

※3: 共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)
※4: 複合建築物…共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。(以下同じ)

③ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分のみの場合				
延べ面積 (㎡)		・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の 写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の 写しの添付なし	
			簡易な評価方法	標準入力法 主要室入力法
300未満		9,300	86,200	225,500
300以上 2000未満		26,500	144,500	364,700
2000以上 5000未満		79,600	234,100	520,600
5000以上 10000未満		126,000	305,700	641,300
10000以上 25000未満		159,100	367,400	758,000
25000以上		198,900	431,000	864,700

④ 複合建築物の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合
住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(①又は②)と非住宅部分の手数料(③)の合計とする。

⑤ 容積率特例認定に併せて建築確認審査の申し出がある場合(法第30条第2項関係)
建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(容積率特例認定)に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(建築確認審査)を受けるよう申し出がある場合は、上記認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】及び構造計算適合性判定手数料【該当する場合のみ】を加算する。(構造計算適合性判定手数料については1.1を乗じた額を加算する。)

2. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更認定（法第36条関係 性能向上計画の変更）

① 一戸建て住宅の場合（注1）

		計画の変更申請			
	延べ面積 (㎡)	・判定機関等(※1)の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付あり	・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付なし		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
戸建	200未満	2,300	8,600	12,400	16,900
	200以上	2,300	9,200	13,700	18,900

注1) 非住宅部分を有する一戸建て住宅全体の場合の手数料は④による。

※1: 判定機関等…住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。(以下同じ)

※2: 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(以下同じ)

② 共同住宅等(※3)又は複合建築物(※4)の住宅部分のみの場合

		計画の変更申請			
	延べ面積 (㎡)	・判定機関等(※1)の 事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付あり	・判定機関等(※1)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※2)の 写しの添付なし		
			仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
共同	300未満	4,600	16,200	24,900	34,100
	300以上 2000未満	9,900	28,100	42,000	57,000
	2000以上 5000未満	22,200	51,000	73,100	97,100
	5000以上	39,800	77,200	106,900	139,200

※3: 共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)

※4: 複合建築物…共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。(以下同じ)

③ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分のみの場合

		計画の変更申請		
延べ面積 (㎡)		・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の 写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の 写しの添付なし	
			簡易な評価方法	標準入力法 主要室入力法
300未満		4,600	43,100	112,700
300以上 2000未満		13,200	72,200	182,300
2000以上 5000未満		39,800	117,000	260,300
5000以上 10000未満		63,000	152,800	320,600
10000以上 25000未満		79,500	183,700	379,000
25000以上		99,400	215,500	432,300

④ 複合建築物の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料(①又は②)と非住宅部分の手数料(③)の合計とする。

別表

- (1) 建築物省エネ法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物については、建築基準法第18条第16項に規定する検査済証)
- (2) 低炭素法第54条に基づく認定の通知書及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物については、建築基準法第18条第16項に規定する検査済証)
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し